

Q&A

患者が違法薬物を使用していることを認識した場合、警察へ通報してもよいのか？

通報しなくてはならないのか？

Q. 外傷により救急搬送されてきた患者に対し、腎臓の損傷の有無を血尿の有無から確認する目的で採尿を行った際、患者が興奮状態にあったことから尿中の薬物検査も実施したところ、覚せい剤の陽性反応が出ました。

(1) 患者に覚せい剤の使用が疑われることを、医師の立場から警察に通報してもよいものでしょうか。

(2) また、必ず警察に通報しなければならないのでしょうか。

A. 質問(1)については「通報してもよい」、(2)については「必ず通報しなければならないとは言えない」という回答となります。

以下、理由を説明します。

1. 問題の所在

医師が、正当な理由なく、業務上取り扱ったことについて知り得た他人の秘密を漏らす行為は、秘密漏示罪に該当します(刑法第134条第1項)。医師は、患者の秘密を漏示した場合、犯罪として処罰される可能性がある上、患者との関係でも守秘義務に違反したものと評価され、損害賠償責任を負う可能性があります。

他方、違法薬物の使用を見逃すことは、国が犯罪に対し適切に対応する機会を失わせることになりかねず、倫理的、社会正義的に許容できないという考えもありうるどころです。また、公務員の地位を有する医師には、捜査機関に対し犯罪を告発する義務が課されています(刑事訴訟法第239条第2項)。

このように、一見すると相反する2つの要請がある中で、質問の事例のように、患者に違法薬物の使用が疑われる場合、医師としてはどのように対応すればよいのでしょうか。

2. 守秘義務について

医師の守秘義務については、平成17年7月19日に最高裁が示した判例があります。

この判例は、質問と同様の事例において、「医師が、必要な治療又は検査の過程で採取した患者の尿から違法な薬物の成分を検出した場合に、これを捜査機関に通報することは、正当行為として許容されるものであって、医師の守秘義務に違反しない」と判示しました。必要な治療や検査の過程で採取した尿から薬物成分が検出された、ということが前提ですが、そのような場合には、捜査機関に通報しても守秘義務違反には当たらないこととなります。

したがって、質問①への回答は、通報してもよい、ということとなります。

なお、採取した検体そのものについては、犯罪に関する情報の他に疾患の有無などセンシティブなプライバシー情報も含まれていますので、差押令状が示されない限り捜査機関への提供をすべきではないでしょう。

3. 通報、告発義務について

他方、医師に対し、患者による違法薬物の使用を警察に通報することを義務づける法令はありません。公務員については、上記のとおり告発義務が定められていますが、その義務も、絶対的なものとは考えられていません。行政機関は、それぞれが固有の行政目的の遂行に当たっています¹⁾。そのため、「告発を行うことにより行政運営にもたらされる不利益が、告発せず犯罪が訴追されないことによりもたらされる不利益より大きいような場合にまで告発義務を課しているものではない」と考えられています¹⁾。

したがって、質問(2)への回答は、必ず通報しなければならないとはいえない、ということとなります。

4. 判断の拠りどころ

「警察に通報してもよいが必ず通報しなければならないわけでもない」となれば、通報するかどうかの判断は、個々の事案に応じて行わなければなりません。

患者による違法薬物の使用を認識した個別の事例における対応は、医師個人の信念や医療機関の方針により判断が分かれうるかと思えます。少なくとも、法的な観点から唯一の正解があるわけではありません。ただ、医師および医療機関の本来の責務は、患者の治療を行うことです。そのような観点から、通報の要否を判断する際の拠り所の一つとして、「通報によって患者の主訴に対する治療目的の達成を妨げることになるかどうか」という視点を指摘したいと思えます。この視点に立ちますと、質問の事例のように外傷により搬送された救急患者で、外傷の原因に事件性や薬物に親和的な環境の存在が疑われる場合には、その環境から患

者を切り離し、さらなる受傷を防ぐ目的で、警察に通報することも十分考えられるでしょう。他方、薬物依存症の外来治療中に患者から違法薬物を使用してしまったことを告白され、検査結果も陽性であった場合、捜査機関の介入により患者を依存症治療から遠ざけてしまうことにもなりかねませんので、警察への通報には慎重になるでしょう。

個別の事例における判断は容易ではありませんが、警察への通報によるメリットや治療目的達成への影響等を考慮しつつ、院内の意見や、必要に応じ弁護士による法的見解も踏まえて判断をすることが必要でしょう。

なお、警察への通報ではなく、違法薬物中毒が疑われる患者に対する治療そのもののあり方については、[「違法薬物中毒が疑われる患者からの採尿行為」\(横浜地裁平成 24 年 6 月 28 日判決\)](#) をご参照ください。

また、患者が麻薬中毒者であると診断された場合の都道府県知事に対する届出義務（麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 2 第 1 項）は、警察への通報とは異なる要件により発生する義務ですので、ご注意ください。

【参考文献】

- 1) 松尾浩也 他編. 条解刑事訴訟法第 4 版増補版. 東京: 弘文堂; 2016.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [法律的にはどうしたらいいのか? \(2\)違法薬物使用***](#)
- ・ [Column 精神科救急で違法薬物が検出されたときの対処***](#)
- ・ [\(2\) 薬物依存症**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。